

平成27年1月7日

お客さま 各位

両備信用組合

「現金手渡し型詐欺」などの特殊詐欺被害防止対応について

両備信用組合では、特殊詐欺被害の未然防止を目的として、広島県警察本部の要請に基づき、お客さまが当組合窓口で多額の現金をお引出し後に被害にあう「現金手渡し型詐欺」等を防止するため、新たな取り組みを下記のとおり開始させていただきましたので、お知らせいたします。

記

1. 取組み内容

- (1) 個人のお客さまから多額の現金お引出しの申し出の場合、アンケート等を活用した資金使途等のご確認に加え、預金小切手のご利用を提案させていただきます。
- (2) 預金小切手は「記名式線引小切手」によるものとし、発行手数料は無料とさせていただきます。

2. 預金小切手とは

- (1) 両備信用組合が自ら「振出人兼支払人」として発行する小切手です。
- (2) 記名式とは、特定の受取人名を小切手に記載する方法で、記名された受取人のみが支払を受けることができ、不正に小切手を取得した者に対して支払う可能性が非常に低くなります。
- (3) 線引とは、小切手の支払を受けることが出来る方を、金融機関とお取引のあるお客さまに限定する制度で、支払いを受けられた方が明確になり、被害防止に役立ちます。

お問い合わせ先

両備信用組合 業務部

電話番号 0847-45-2228